

特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう運営

ヘルパーステーションみゅう

訪問介護・国基準訪問型サービス

# 重要事項説明書

令和元年 10月版

特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう（訪問介護・国基準訪問型サービス）

## ヘルパーステーションみゆう・重要事項説明書

### 1 事業者の概要

（令和1年10月1日現在）

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 名 称     | 特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう               |
| 所 在 地   | 神奈川県小田原市寿町1-7-3                  |
| 電 話 番 号 | 電話・0465-43-9181 FAX・0465-43-9182 |
| 代表者指名   | 美濃島恭一                            |
| 設 立 年 月 | 平成19年6月18日                       |

### 2 事業所の概要

|                   |                                                                                      |            |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 事業所の種類及び<br>指定番号  | 訪問介護<br>国基準訪問型サービス                                                                   | 1472301918 |
| 事業の目的             | ◎介護保険における訪問介護・国基準訪問サービスを行う。                                                          |            |
| 事業所の名称            | ヘルパーステーションみゆう                                                                        |            |
| 事業所の所在地           | 神奈川県小田原市久野700-2                                                                      |            |
| 電話番号              | 0465-43-9181                                                                         |            |
| 管理者氏名             | 近藤信江                                                                                 |            |
| 事業所の運営<br>方針について  | 利用者及び介護者の方が安心して日常生活を営む<br>ことができるようなサービスの提供につとめます。                                    |            |
| 開設年月日             | 平成22年10月1日                                                                           |            |
| 事業所が行っている<br>他の事業 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護(1412300640)<br>移動支援(1462300375)<br>放課後等デイサービス(1452300229)<br>日中一時支援 |            |

### 3 事業実施地域

\* 訪問介護 小田原市、南足柄市、開成町、大井町、山北町(山北・向原地区は東名高速以南)箱根町(湯本地区)  
\* 訪問型サービス 小田原市、山北町(山北・向原地区は東名高速以南)箱根町(湯本地区)

### 4 営業日及び時間(事業所営業日及び時間)

|        |                  |
|--------|------------------|
| 営 業 日  | 月曜日から金曜日(祝祭日は営業) |
| 営業時間   | 9:00~18:00(受付時間) |
| 年末年始休暇 | 12月30日~1月3日      |

\* サービス提供時間等は上記営業時間とは異なります。

\* サービス提供時間等は別紙利用契約説明書等に記載ほかご相談に応じます。

## 5 事業所の職員体制

\* 主な職員の配置状況は指定基準を順守しています。

| 職 種                                  | 常 勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 職務の内容      |
|--------------------------------------|-----|-----|------|------------|
| 1、事業所長(管理者)                          | 1   |     | 1    | 事業所全体の管理運営 |
| 2、サービス提供責任者                          | 1   |     | 1    | サービス提供の調整等 |
| 3、訪問介護従事者<br>ホームヘルパーの合計 3名以上         |     |     |      | 実際のサービス提供  |
| 内 (1)介護福祉士                           | 4   | 0   |      |            |
| 訳 (2)訪問介護養成研修<br>1級課程修了者<br>(ヘルパー1級) | 0   | 0   |      |            |
| (3)訪問介護養成研修<br>2級課程修了者<br>(ヘルパー2級)   | 0   | 8   |      |            |

## 6 当事業所が提供するサービス

訪問介護計画書・介護予防訪問計画に基づき、次のサービスの項目について、訪問介護サービスを実施いたします。

### 《サービス区分及びサービス内容と不適切事例》

#### ①、身体介護

(ご家庭にヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助をします。)

- 入浴介助                      ○排せつ介助                      ○食事介助                      ○移動介助  
○衣類の脱着介助              ○その他必要な身体介助を行います。

(注)現時点では「医療行為」にあたるサービスは致しません。

#### ②、生活援助

(ご家庭に訪問し、調理・洗濯・清掃などの生活の援助を行います)

- 調理                              ○洗濯                              ○掃除  
○買い物                          ○その他日常生活を営むために必要な援助を行います。

(注1)上記サービスを受けられる場合は各種条件がございます、詳しくは担当ケアマネージャー様もしくは当事業所サービス提供責任者までご相談ください。

(注2)預金の引き出しや預け入れは行いません。また、預貯金通帳・カードはお預かりできません。

(注3)利用者以外の方の調理や洗濯、生活周辺以外の掃除等を行いません。

### 介護給付として不適切な事例

【重要】 下記の内容の仕事は法律上禁止されております。

- 1、庭の掃除(草取り、水やり)、庭木の剪定。
- 2、ペットの世話、自動車の洗車、本人にかかわらない家事(家族の洗濯、調理、買い物)
- 3、正月等の特別な調理、来客のお茶出し
- 4、大掃除、窓ふき、床のワックスがけ、ペンキ塗り
- 5、家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え



## 7 料金等

### 添付資料参照のこと

令和1年10月改定

#### 《サービス提供に要する実費負担額に関して》

事業の実施地域以外のお住まいの方へのサービス時、介護保険法に基づく介護給付の対象で無いサービス内容の場合、実費をお支払いいただきます。

当ヘルパーステーションみゆうのサービス実施地域以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ヘルパーが訪問するための交通費をお支払いいただく場合がございます。

\* 通常の事業の実施地域を超えた地点から起算して、片道1kmにつき100円

★上記の場合に発生した実費相当は利用料金とともに1か月単位でお支払いいただきます。

#### 《利用者負担額のお支払方法》

\* 基本的なお支払い方法は金融機関口座から自動引き落とし(または現金)させていただきます。

#### 《利用の中止、変更、追加》

① 利用予定日の前に利用者の都合により、「居宅介護計画」で定めたサービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後6時(事務所営業時間内)までに当事業所にお電話等で申し出てください。

② 利用予定日の前日までに利用中止の申し出がなく、当日にその申し出がされた場合、下記のキャンセル料金が発生する場合があります。ただし、利用者の利用者の体調不良等でやむをえない場合はキャンセル料は発生しません。

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 1、利用予定日の前日までに申し出があった場合。  | 無 料      |
| 2、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合。 | 利用者負担相当額 |

## 8 サービス利用に関する留意事項

1、サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交代させていただく場合があります。その場合は利用者に説明するとともに、サービス利用上不利益が生じないよう配慮致します。また、利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできません。

2、サービスは「訪問介護計画」「介護予防訪問介護計画」に基づいて行います。サービス提供にあたっては、利用者の訪問時の状況等に十分配慮します。

3、サービス実施のために必要な設備、備品等(\*水道・ガス・電気・衛生用品・事務連絡等の電話借用など)は無償にて使用させていただきます。指定の衛生用品等は、あらかじめ「訪問介護計画」等作成時、もしくは実際のケアの時点にてご相談致します。

4、サービス内容の変更については、訪問時に利用者の体調等の理由で予定されたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、担当ケアーマネージャー等に連絡の上、サービスの変更を致します。その場合、変更したサービス内容と時間に応じて算定した利用料金を請求いたします。

5、受給者証の確認をさせていただきます。また、契約中で受給者証の内容に変更が生じた場合にはすみやかに事業所にお知らせください。(受給者証の写しを取らせていただくほか、受給者証の確認等が生じた場合、提示くださいますようお願いいたします)

## 9 ホームヘルパーの禁止行為に関して

\* サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

○ 医療行為

- 利用者もしくはご家族の金銭・預貯金通帳・証書・書類等のお預かり
- 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- 飲食・喫煙及び会食等  
(外出介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます)
- 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為。  
(利用者または第三者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く)
- 利用者または家族が行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

## 10 苦情等の受付について

|                   |       |                   |
|-------------------|-------|-------------------|
| ヘルパーステーション<br>みゆう | 所在地   | 小田原市寿町1-7-2       |
|                   | 電話番号  | 0465-43-9181      |
|                   | FAX番号 | 0465-43-9182      |
|                   | 受付時間  | 午前9時～午後6時まで       |
|                   | 窓口担当  | 美濃島恭一             |
| 小田原市介護保険課         | 所在地   | 小田原市荻窪300         |
|                   | 電話番号  | 0465-33-1827      |
|                   | 受付時間  | 午前8時30分～午後5時15分まで |
| 南足柄市高齢介護課         | 所在地   | 南足柄市関本440         |
|                   | 電話番号  | 0465(73)8057      |
|                   | 受付時間  | 午前8時30分～午後5時15分まで |
| 開成町高齢介護課          | 所在地   | 開成町延沢773          |
|                   | 電話番号  | 0465(85)0320      |
|                   | 受付時間  | 午前8時30分～午後5時15分まで |
| 箱根町高齢介護課          | 所在地   | 足柄下郡箱根町湯本256      |
|                   | 電話番号  | 0460(85)7790      |
|                   | 受付時間  | 午前8時30分～午後5時15分まで |
| 山北町高齢介護課          | 所在地   | 足柄上郡山北町1302-4     |
|                   | 電話番号  | 0465-75-3642      |
|                   | 受付時間  | 午前8時30分～午後5時15分まで |
| 大井町高齢介護課          | 所在地   | 神奈川県足柄上郡大井町1995   |
|                   | 電話番号  | 0465-83-8011      |
|                   | 受付時間  | 午前8時30分～午後5時15分まで |
| 松田町高齢介護課          | 所在地   | 神奈川県松田町松田惣領2037   |
|                   | 電話番号  | 0465-83-1226      |
|                   | 受付時間  | 午前8時30分～午後5時15分まで |
| 神奈川県高齢施設課         | 所在地   | 横浜市中区日本大通り1       |
|                   | 電話番号  | 045(671)2356      |
|                   | 受付時間  | 午前8時30分～午後5時15分まで |

令和                      年                      月                      日

訪問介護等のサービス提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行い交付いたしました。

(事業者) 特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう

事業所所在地                      小田原市寿町1-7-3  
事業所名                              ヘルパーステーションみゆう  
電話番号                              0465-43-9181

説明者

⑩

上記のとおり「重要事項説明書」の説明を受け、内容を承諾し、交付を受けました。

〒

(利用者) 住 所

電 話

携帯

氏 名

⑩

(代理人または保護者)

利用者との関係(                      )

〒

住 所

電 話

携帯

氏 名

⑩



# 個人情報保護取扱いについての重要事項説明

特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう

特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう（以下、NPO 法人みゆう若しくは法人といいます）は、当法人の活動にご参加、また当法人が運営する介護事業等をご利用いただくにあたり、ご参加者、ご利用者（以下、利用者といいます）及びご家族の個人情報を（以下、個人情報といいます）お預かりいたします。

## 【お預かりする情報】

利用者の個人情報、ご家族の個人情報

### 1、当法人における個人情報管理者の指名・所属・連絡方法

氏 名 美濃島恭一

職 名 理事長（事業所においては管理者・サービス提供責任者）

連絡方法 NPO 法人みゆう・ヘルパーステーションみゆう・デイサービスみゆう  
放課後等デイサービスおんぶ内

0465-43-9181（朝 9 時～夕方 6 時まで受け付け）

### 2、個人情報の取得目的、利用目的は次のとおりです。

- （1） 介護サービス、利用者にご提供する余暇支援。（以下、サービスといいます）の提供時
- （2） 法人利用開始、終了の管理
- （3） 会計、経理
- （4） 事故等の連絡、報告
- （5） 利用者にご提供するサービスの向上
- （6） 利用者にご提供するサービスの第三者への委託
- （7） 親族及び利用者の指定する機関への状況説明
- （8） 介護・障害福祉サービス事務のうち、保険事務の委託・審査支払機関へのレセプトの提出・審査機関又は保険者からの照会に対する回答等
- （9） その他、損害賠償など上記の目的と相当の関連性を有すると合理的に認めらるとき

### 3、個人情報を医療機関、ケアマネージャー等の第三者へ提供することがあります。

### 4、個人情報（ただし、介護サービス等をご利用いただくときは、法律で定めた範囲でのご提供は必須でお願いいたします）を提供するか又はどの範囲で提供するかは利用者のご意思でお決めください。ただし、ご利用にあたって必要な個人情報の提出がない場合はご利用をお断りすることがございます。

### 5、お預かりいたしている個人情報の変更等がございましたら速やかにご連絡ください。直ちに訂正、削除いたします。

### 6、お預かりいたしております個人情報を他の機関に提出する場合はその都度同意をいただいたうえで提供させていただきます（介護保険請求等のサービスで使用する場合はその都度、同意を得ないで使用させていただきます）。以上（以下余白）

# 個人情報保護規定説明及び同意書

## 第1章 総 則

### 第1条（目的）

この規定は、当法人が有する個人情報につき、当法人の個人情報保護法方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする。

### 第2条（定義）

本規定における用語の定義は、個人情報保護法に定めるところによる。

- 1、個人情報とは。生存する個人に関する情報であつて、その記述等によって特定の個人を識別することが出来るものすべてをさします。
- 2、本人とは。個人情報によって識別される特定の個人
- 3、従事者とは。法人の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取り扱いに従事するものをいう。
- 4、提供とは。当法人以外の者に当法人の保有する個人情報を利用可能にすること。

### 第3条（適用範囲）

本規定は、法人理事、役員および当法人の従事者に対して適用する。

## 第2章 個人情報の取得

### 第4条（個人情報の取得の原則）

個人情報を取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

### 第5条（個人情報を取得する場合の措置）

利用者本人の同意を得るものとする。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- 1、あらかじめ本人の同意を得ているものから取得する場合。
- 2、個人情報を委託する場合。
- 3、本人の保護に値する利害が侵害されるおそれがない場合。

## 第3章 個人情報の管理

### 第6条（個人情報の管理の原則）

個人情報は、利用目的の達成のために必要な範囲において正確かつ最新の状態で管理するものとする。

- 1、個人情報は施錠の可能な場所に保管し、鍵を管理者およびサービス提供責任者が保管する。情報システム（パソコン等）は、第三者に操作されないようにパスワードにて管理する。
- 2、保存は、法律の定める期間保管し、期限を過ぎたもの及び、介護サービス以外の利用者の個人情報に関しては適切に（シュレッダー等にて）処理するものとする。

#### 第7条（自己情報の開示に関して）

本人から自己の情報について開示を求められた場合、合理的な期間内に応じるものとする。ただし、次の各号に該当する場合には、その全部もしくは一部を開示しないことが出来る。

- 1、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害する恐れがある場合。
- 2、当法人の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合。

#### 第8条（自己情報の利用又は提供の拒否）

本人から自己情報について利用又は第三者提供を拒否された場合には、それにより生じる可能性のある不利益を本人に説明したうえで、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合はこの限りではない。

### 第4章 苦情及び相談

#### 第9条（苦情及び相談窓口）

管理者は相談窓口（重要事項説明書等に記載）を設置し、個人情報保護に関して本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

#### 附則

本規定は平成22年10月1日より施行する。

以上個人情報に関する取扱いに関して、説明を受けました。

平成 年 月 日

利用者 \_\_\_\_\_（様）

以上の内容にて、当事業所と利用契約者様との間で、利用契約者様の個人情報を当事業者が誠意をもって対処することを説明させていただきました。

特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう      理事長：美濃島恭一      ⑩